

令和8年度 台東区立東泉小学校 いじめ防止対策基本方針

はじめに

令和7年度末、保護者より、本校の「いじめ防止対策基本方針」について、より透明性を高め、手続きの可視化、相談体制・組織運営・職員の研修体系等の明確化を図るよう要望をいただいた。

あらためて基本に立ち返り、生活指導の大前提である生徒指導提要に基づき見直しを図り、保護者、地域の皆様が安心して子供を預けることができる学校であり続けることを目指すため、いじめ防止対策基本方針を改訂した。

これは絶対的なものではなく、これを基に、新たな基本方針策定に保護者、地域の皆様にも参画していただきながら随時改善し、よりよい環境づくりを目指す。

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。東泉小学校では、「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得る」との認識の下、児童が安心かつ安全に学校生活を送るためには、「いじめは絶対に許されない」という理念をもって、いじめ防止等に向けて学校一丸となって取り組む。

日常的に全教育活動において、いじめをすることはもちろん、いじめを傍観したり面白がったりすることも決して見逃さず、学校内外を問わずいじめを絶対に許さない気運を高め、児童の意識の向上を目指す。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることから、丁寧に調査した上でいじめにあたるか否かを判断する。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできないことを十分に踏まえて対応する。

家庭や地域との協働、関係諸機関や専門家との連携を図り、いじめ防止対策委員会を核とする組織対応、計画的・体系的な運用を徹底するため、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、本校の基本方針を策定する。

II 基本方針

全職員が共通認識のもと組織的に、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、特に以下を念頭にいじめの排除に努める。

- * 互いを認め、思いやることのできる人間関係の構築
- * 自尊感情・自己有用感の涵養
- * 全校児童への認識と交流
- * 児童の変化への敏感な気付き
- * 情報の共有と迅速かつ丁寧な対応
- * 家庭・地域との緊密な関係づくり
- * 隠ぺいや虚偽のない正確、明快、丁寧な説明

III いじめの理解

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動やスポーツクラブ等で当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童との何らかの人的関係を指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 明らかに意識的に避けられる。(接し方に明らかに差がある)
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、SNS、オンラインゲーム等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ問題の対応に関する基本的な考え方

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、解決に導いていかなければならない。「いじめ防止対策推進法を踏まえ、以下の6点を念頭に、いじめ防止対策を推進する。

① 軽微ないじめも見逃さない

- ① 定義に基づく確実ないじめの認知
- ② 対応・方針・役割分担の協議

全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、鋭敏な感覚で的確にいじめを認知する。

② 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

- ① 年3回以上の研修の実施
- ② 学校いじめ対策委員会への理解
- ③ 基本方針の理解
- ④ 学校いじめ対策委員会への報告
- ⑤ 重大事態の定義・対処
- ⑥ 学校評価の活用

「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にし、迅速かつ組織的に状況を確認し、適切な役割分担により対応する。

③ 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

- ① 生活アンケートの実施
- ② SOSの出し方に関する教育の推進

いじめ、不安や悩みを大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校・家庭・地域が連携して、子供が安心して相談できる環境を構築する。

④ 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

- ① いじめに関する授業の実施
- ② いじめを許さない指導の徹底
- ③ 合意形成や意思決定の場面の設定

子供たちの自己肯定感を育み自尊感情をもてるよう適切な指導をし、日常の授業に子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いの良さを認め合う態度を育成する。

⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

- ① 基本方針の認知
- ② 保護者への対応方針の伝達

被害及び加害の子供、双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応し、保護者と学校が一体となっていじめの防止に取り組むことができるようにする。

⑥ 専門家と連携、社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

- ① 地域、関係機関などとの連携
- ② 重大性が高い事案への対応

「学校サポートチーム」の機能を明確にし、適切な役割分担により、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

4 ネットいじめ防止強化

社会全体において後を絶たず深刻化、悪質化している SNS を使った誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく学校だけでは認知することが難しいケースに正しく対応するため、家庭や関係諸機関との連携をより一層深め、学校だけでは見逃されがちないじめの未然防止、早期発見に努める。

(1) ネットいじめの特徴

- ・不特定多数から絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間で被害が極めて深刻となる。
- ・インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みがされ、子供が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易であることから、誹謗中傷の対象として悪用され、また、いったん流出した情報は回収することが困難であるため、不特定多数からのアクセスの危険性がある。
- ・保護者や教師など身近な大人が、子供の携帯電話の利用状況を把握しづらく、また、掲示板の詳細を確認することが困難なため、実態の把握が難しい。
- ・年々、新しいコミュニケーション手段が台頭し、問題の事例が様々である。

(2) 家庭ルールづくり、見守り方法に関する啓発

インターネット関係の問題は、いわば「いたちごっこ」であり、子供たちは楽しむためには必死になって抜け道を探す傾向がある。家庭で、月に1回程度ルールや設定を見直す機会を設ける必要がある。日付を決めて確認すると、その日に合わせて叱られない状態に戻す可能性も考えられるため不定期が望ましい。

[参考]**反応に関するルール**：20時までには使用できるなどを決め、お互い、それ以降の時間に相手からの反応がなくても仕方ないと思うようにする。

グループに関するルール：グループに所属していない人のことを話題にしない。許可なくグループに招待しない。

デバイスのシステム的な観点から

- ・スクリーンタイムの設定、ファミリーリンクの設定をする。
- ・各種アプリでも見守り機能ができるため、適宜設定をする。
- ・ゲームにも見守り機能を設定する。

(3) 学校端末の利用ルールの明確化

※ログ管理、フィルタリング等（別紙）

(4) SNS相談窓口

法務省「子どもの人権110番」<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

東京都「ネット・トラブル相談こたエール」<http://www.tokyohelpdesk.jp/index.html>

違法・有害情報相談センター（総務省委託センター）<http://www.ihaho.jp>

(5) ネット上のトラブル発生時の対応手順の明確化

学校でトラブルを認知→教育委員会に報告・指示を得る→保護者へのスマートフォン等の確認要請→事実確認後、当該動画等の削除要請・警察等への相談→再発防止のための環境整備・児童への指導・保護者への啓発

(6) ネットいじめに関する授業の実施

情報モラルを学ばせるとともに、自らの経験やネット環境を正確にとらえ、防止に努める態度が育つよう指導内容を実態に合わせて吟味する。セーフティ教室等と併せて実施し、保護者とともに考える場を設ける。

(7) ネットいじめに関する教職員研修の実施

年に一度以上、ネットいじめ対応に関する研修を実施する。

ネット上のトラブル発生時の学校の対応手順（例）

初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の安全確保 ・証拠の保全 ・管理職への報告と SNS いじめ対策チームの結成 ・保護者への連絡と共有 	<p>記録のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発覚日時と経緯 ・発生場所 ・SNS 種別 ・関係者 ・証拠（スクリーンショットなど） ・聞き取りの内容（時系列通りに） ・被害児童の様子 ・加害児童の様子 ・保護者への連絡と日時・内容の共有 ・対応した教職員
事実確認・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の聞き取り ・ネット上の動向監視（保護者） ・周囲の児童への聞き取り ・保護者への連絡と共有 	
介入・指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者への指導 ・削除要請 ・保護者への連絡と共有 	
事後ケアと再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の継続的な見守り ・学級全体（学校全体）への指導 ・対応の見直し ・保護者への連絡と共有 	

IV いじめの防止等の対策のための組織と計画

1 組織の設置

法により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために校内組織を設置することが義務付けられている。組織が効果的に機能していないために重大事態が引き起こされることのないよう学校内外の連携に基づく実効的な組織体制を構築する。

いじめ対策委員会

教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、教員一人一人がいじめの情報はいじめ対策組織に報告・共有する義務があることを改めて認識する。いじめ対策委員会が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処などを的確に進めるため、管理職のリーダーシップの下、生活指導主任等を中心として協働的な指導・相談体制を構築する。

2 組織の構成

常勤である校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任、当該学年担任教諭を中心とし、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。月1回及び、緊急時に委員会を実施する。情報交換、問題発生時の解決策検討を行う。

校長、副校長	日常的な校内巡回や児童との交流による実態把握と関係づくり、保護者や地域・関係諸機関との連携、対応方針の最終決定、所轄教育委員会への報告と指導・助言の要請等
学年主任	学級担任への指導・助言、管理職への報告・連絡・相談、加害児童への指導等
学級担任	学年主任への相談・報告、情報収集
主幹教諭・生活指導主任	全体調整、管理職との連携、地域・関係機関への説明等
養護教諭	周りに知られずに相談に来やすい保健室に居て、相談窓口となる。
スクールカウンセラー	3名がそれぞれ月・水・木曜日に相談室に居て児童や保護者から相談を受ける。必要な情報を管理職、いじめ対策委員会に報告し、専門的な立場から解決に向けての方策について助言する。
スクールソーシャルワーカー	子供の健やかな成長のため、学校や家庭で起こる様々な困りごとを抱えている子供や保護者の相談に乗り、学校や地域と相談しながら総合的にサポート、応援する福祉の専門家。台東区教育支援館より担当学校へ派遣。週1日程度の学校訪問の際、管理職や生活指導主任、学級担任等と情報交換を行い、必要に応じて家庭との橋渡しをする。
※必要に応じて、保護者や、教育委員会、関係諸機関と連携	

3 組織の役割

- (1) いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成・実行、校内研修の企画・実施の中核的役割を果たす。
- (2) いじめの相談・通報の窓口になる。複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、すすんで報告・相談できるように環境を整備する。
- (3) いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携を行う。
- (4) いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかどうか点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行う。そのために、管理職による明確なビジョンの提示と教職員に対するきめ細かなモニタリングによる動静把握、教職員間の確実な情報共有、保護者や地域との連携を確実に行う。
**指導・支援の計画策定（P：Plan）→実施（D：Do）→点検・評価（C：Check）
→次年度に向けての改善（A：Action）**
- (5) いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体になる。
- (6) 教職員間の有効な情報共有が可能となるよう、アセスメントシート等を活用した可視化を図る。また、発言することへの安心感をもつことができる環境づくり、人間関係の構築を心がけ、心理的安定性をつくる。
- (7) 朝会や集会、保護者会、授業公開等を利用して、児童や保護者に対して、いじめ防止の活動が認識される取組を積極的に行う。

4 いじめ防止のための取組

(1) 生活指導報告会

定期的な報告会の実施（毎週月曜日の職員夕会）。3学年ずつ、学級の様子や児童に関する問題等を報告し、情報を共有する。

(2) 日常的な取組

- ・校長、副校長は、毎日、授業中や休み時間の様子を観察する。
- ・授業時間以外も、大人の多くの目で看護する姿勢を忘れず、報告・連絡・相談を迅速に行う。
- ・開かれた指導を心がけ、いつでも、誰でも、教室に行って授業を見ることが出来る環境をつくる。
- ・連絡帳の扱い（保護者からの相談への対応や返信の仕方）、けがの報告、小さなことでも必ず管理職に報告し、単独で対応しない。
- ・方針を、学校ホームページで公開し、年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・スクールカウンセラーは、勤務日には相談を受けている児童を中心に全学級の授業観察を行い、管理職と情報を共有する。

V いじめ防止のための年間計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）										
	いじめに関する授業①	生活アンケート① 結果を受けた働き取りと問題解決に向けた取組	全校朝会 不安や悩みを相談することの大切さを伝える指導		いじめに関する授業②		生活アンケート② 結果を受けた働き取りと問題解決に向けた取組	全校朝会 不安や悩みを相談することの大切さを伝える指導	いじめに関する授業③	生活アンケート③ 結果を受けた働き取りと問題解決に向けた取組	全校朝会 不安や悩みを相談することの大切さを伝える指導
教職員研修①	放課後を含めた児童の生活状況	ふれあい月間 いじめ防止強化月間		教職員研修②			ふれあい月間 いじめ防止強化月間	新職員研修③		ふれあい月間 いじめ防止強化月間	
保護者会で取組周知		学校運営連絡協議会⇒SSW・警察に随時情報提供	個人面談で保護者との情報交換			学校運営連絡協議会⇒SSW・警察に随時情報提供				学校運営連絡協議会⇒SSW・警察に随時情報提供	
毎週 月・水・木曜日 スクールカウンセラー 相談日						毎週 金曜日 スクールソーシャルワーカー 巡回					
	管理職による授業観察				管理職による授業観察				管理職による授業観察		いじめ防止基本方針の見直しと次年度計画の立案

VI いじめに関する指導の重層的な取組

1 発達支持的生活指導

全教育活動において、全ての児童を対象に、人権教育やシチズンシップ（市民性・社会性）教育を通じて、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人に育つよう働きかけ、児童一人一人が自己指導能力を身に付けられるようにする。

- (1) 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指す。
- (2) 児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- (3) 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感・自己肯定感・自己有用感を育む。
- (4) 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

2 課題未然防止教育

(1) いじめの心理から考える未然防止教育

特別の教科 道徳や学級活動等において、法やいじめ防止への理解を深め、いじめをしない態度や能力を身に付けるための取組を行う。「いじめはよくない」と頭で理解するだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を身に付けられるようにする。

- ・心理的ストレス ・集団内の異質な者への嫌悪感情 ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識 ・金銭などを得たいという意識 ・被害者となることへの回避感情

以上のようないじめの衝動を発生させる原因を踏まえ、自己理解や他者理解を促進する心理教育の視点を取り入れた指導・支援を心がける。

(2) いじめの構造から考える未然防止教育

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけでなく、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与える傍観者の存在によって成り立つことを踏まえて対処する。教師が、いじめられる側を絶対を守るという意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして、いじめを許容しない雰囲気浸透させる。他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりする傾向の強い中学年・高学年では特に、周囲に過剰に同調することが多い。傍観者が仲裁者や相談者に転換するよう日常の教育活動で気運を醸成する。

(3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

発達段階に応じて、法やいじめ防止基本方針への理解を深めたり、法律の専門家から意味や役割について学んだりする機会を設ける。

3 課題早期発見対応

日々の健康観察、アンケート調査や面談を通していじめの兆候を見逃さず、早期発見に努める。予兆に気付いた場合は、被害または被害の疑いのある児童の安全確保を何よりも優先した迅速な対応を心がけ、いじめ防止対策委員会に報告する。

(1) いじめに気付くための組織的な取組

外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多いこと、同じ学級に加害者と被害者が同居したり加害と被害の関係が入れ替わったりするいじめもあることから、いじめの存在に気付くことが難しいケースも見られる。表面的な言動だけでなく、その背後にある感情に思いを馳せ、いじめの兆候を察知することが肝要である。

また、SNSを使った誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく学校だけでは認知することが難しいケースも増えている。アンケート調査、本人からの訴え、担任による発見に加え、当該児童の保護者からの訴え、周囲の子供からの情報提供にも真摯に向き合い、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見を可能とする。

(2) いじめ対応の原則の共通理解

①いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら対応の第一歩として何よりも被害者保護を最優先する。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える
- ・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めない
- ・辛さや願いを語るができる安心感のある関係をつくる

これらを心がけ、不登校、自傷行為、仕返し行動など二次的な問題の発生を未然に防ぐため、

いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決しようとするとともに、傷ついた心のケアを行う。

②被害者のニーズの確認

力になりたい、何かあれば言ってほしいことを真摯に伝え、被害者が何をしてほしいのかを確認する。危機を一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、いじめる児童や学級全体への指導に関する具体的な方法を提示し、本人や保護者に選択してもらうようにする。

③いじめ加害者と被害者の関係修復

加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分のできることを考えるようになることを目指して働きかける。加害側の児童へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になることを踏まえ、いじめた行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援の視点に立っていじめる児童が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるよう心がける。その際、指導の事前や対応の過程で、被害児童とその保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝える配慮をすることを忘れない。

① いじめの解消

《解消の二条件》

- 1 いじめに係る行為が止んでいること
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

これらを満たしているかどうかを、本人や保護者との面談等を通して継続的に確認する。そして、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守り続け、中学校へも必要に応じて申し送りを行う。

対応にあたり、教員自身が「いじめを耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」といったいじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検を行う。

4 困難課題対応的生徒指導

継続的な指導・援助が必要な場合は、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者・地域と連携し、被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しを目指す。

※重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

【問題が複雑化し対応が難しくなりがちなケース】

- 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- 部活動など閉鎖的な集団内でのいじめ
- 被害と加害が錯綜しているケース
- 教職員等が被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にある場合
- いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童が捉えている場合も含む）。
- 学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース
- 学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生れてしまったケース

以上のようなケースについては、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

カー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

生徒指導の流れ ①アセスメント（人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童のかかえる課題） ②アセスメントに基づいて被害児童への援助方針、加害児童への指導方針、周囲の児童への働きかけの方針についてのプランニング ③被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等を説明し同意を得る。 ④指導・援助プランを実施する ⑤モニタリング（通常3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う ⑥教育委員会等への報告 ⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管

※特に、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する児童本人及び保護者の同意の確認に留意する。

※問題に応じて、警察への相談等、外部の関係機関と密接な連携を図ること、関係する児童の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を忘れず、信頼関係を築く。

VII いじめ防止のための4段階の具体的な取組

1 未然防止

- (1) 子供が安心して生活できる学級学校風土の創出
 - ア 魅力ある授業の実現
 - イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
 - ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
 - エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
 - オ 子供と教職員の信頼関係の構築
- (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
 - ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
 - イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
 - ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
 - エ いじめに関する研修の実施
 - オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- (3) いじめを許さない指導の充実
 - ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
 - イ いじめに関する授業の実施
 - ウ SOSの出し方に関する教育の推進
- (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
 - ア 学級活動における日常的な互いに認め合う態度の育成
 - イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする活動の推進
 - ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成
 - エ 児童会における異学年集団活動等を通じた児童主体の活動の推進
 - オ 「SNS東京ルール」に基づく学校や家庭のルールの見直し
 - カ 「いじめ防止強化月間（ふれあい月間）」における取組の推進

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

イ 「学校サポートチーム」内での連携の推進

- 互いに認め合い規律正しい態度で生活することができる、温かい雰囲気での学級経営を推進する。
- 道徳の授業や学級活動の時間を活用して、長期休業日が終了した学期はじめや、ふれあい月間を中心に、毎学期「いじめに関する授業」を実施する。
- 日常的に児童の言語環境を整えるとともに、校長・副校長が研修、毎日の校内巡回により教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることのないよう、努める。
- 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と機能の強化を図る。
- 児童が主体的に行動しようとする意識や態度を育てる。児童から訴えや情報提供があった際は、即、管理職に報告し指示を得て複数で聞き取りをし、問題の重大化を防ぐ。
- 管理職は、常にスクールカウンセラーの勤務記録を基に情報を収集し、児童の変化に気付き、解決すべき問題を把握する。

2 早期発見

(1) いじめの定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

イ 学校いじめ対策委員会によるいじめの認知の徹底

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

イ 学級担任等による定期的な個人面談

ウ 学期初め等の「いじめ発見チェックシート」の活用

エ 定期的な「生活アンケート」の実施

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

ア 全教職員による挨拶、声掛け、校内巡回等を通じた計画的な観察

イ 一人一人の教職員の気付きを学校いじめ対策委員会につなげる仕組みの構築

ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

イ 定期的ないじめ発見のための「生活アンケート」の実施、分析、保存（卒業まで。※重大事態に関するものは卒業後5年間保存）

ウ スクールカウンセラーによる全員面接（5年生及びいじめ対策委員会が必要と判断された学級・学年）

エ 東京都教育委員会等、外部相談機関の周知と活用

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

ア 面談の実施

イ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施

ウ PTA、学校運営連絡協議会委員等学校サポートチームからの情報提供や通報

エ 民生・児童委員、主任児童委員等、地域住民からの情報提供や通報

オ 警察、子ども家庭支援センター、児童相談センターからの情報提供

カ 学童クラブ、放課後子供教室、児童館からの情報提供や通報

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

- いじめはどの児童にも起こりうるという認識をもち、ささいな兆候も見逃さず指導する。
- 学期に一度「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を活用し、生活アンケートにより実態把握に努め、いじめの定義の正しい理解に基づく確実な認知をする。アンケートは全校一斉に行い、担任は児童の記述を見ずに校長へ提出。校長が全てのアンケートを確認し、その日のうちに、担任と面談、対応策を講じる。場合によっては担任を通さず校長が児童への聴き取りを行う。
- スクールカウンセラーとの連携を密にし、児童がいじめを訴えやすい相談体制を整備する。
- 毎週月曜日の生活指導報告会等を通して各教員の気付きや児童に関する情報を共有し、必要に応じて「学校いじめ対策委員会」を開きつなげる。

3 早期対応

(1) 学校いじめ対策委員会を核とした対応の徹底

- ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定
- イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
- ウ 対応記録の保存
- エ 解消の確認 <<いじめが解消した状態とは>> いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが満たされている状態とする。

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

- ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等
- イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等
- ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導

- ア 好意のつもりで行った言動への指導例
- イ 意図せずに行った言動への指導
- ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導
- エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導
- オ 故意に行った暴力を伴わない言動への指導
- カ 故意に行った暴力を伴う言動への指導
- キ いじめの該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合の指導

(4) 発達段階や特性等に応じた対応

- ア 低学年、中学年、高学年の発達段階に即した聴き取りや支援
- イ 性別や児童の特性及び生活経験等に即した聴き取りや支援
- ウ 当該児童の保護者との、聴き取りや相手との話合いの仕方等の共有

(5) 重大事態につながらないようにするための対応

- ア 被害の子供の安全確保と不安解消
- イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察
- ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- エ 保護者会、PTA 企画委員会、学校運営協議会、学校サポートチームケース会議等の開催、支援の依頼
- オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員等）による声掛け、見守り

カ 警察、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関と連携した対応

キ 学童クラブ、放課後子供教室、児童館による声掛け、見守り

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(6) 台東区教育委員会への報告及び支援要請

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援要請

☆管理職への迅速な報告・連絡・相談を厳守し、正確な記録を心がけ、全ての児童への理解と愛情をもって、その日に知り得たことは迅速に共有し、方向性や行動の順番を判断し解決に導く姿勢を遵守する。

☆学校いじめ対策委員会を核として、組織的な解決を図る。

- ・教員がいじめ情報をつかむために、見守る体制をつくる。(朝、休み時間、放課後等)
- ・保護者からの連絡帳や電話等での相談は、即、管理職に報告、指示を仰いで対応する。
- ・正確な実態を把握するために、当事者双方、周りの児童から別々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・被害児童の安全確保と不安解消のため、スクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。
- ・加害児童に対する組織的・計画的な観察と指導を徹底する。行為の重大性の程度に応じて指導する。関係諸機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を密にし、心のケアにも努め更生に導く。
- ・被害児童及び加害児童の保護者に対し、いじめの事実、対応方針、対応経過を正確に説明する。
- ・被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。
- ・学級・学年等、周囲の児童への状況説明や心のケアを、保護者の意向も聴き取りながら丁寧に進める。
- ・教育委員会、その他関係諸機関との連携し対応策を協議する。
- ・インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われた場合、全ての関係児童から聴き取り、関係諸機関と連携して指導を行う。

☆発達段階や特性等に応じた対応

- ・低学年は初期の段階から保護者を交えて聴き取りをするなど不安や恐怖を感じさせない工夫をしながら、時間をかけて聴き取り等を行う。学校・家庭・習い事など場面によって異なる態度をとり始める頃でもある。就学前の園での行動や人間関係も踏まえて対応する。
- ・中学年になると行動範囲や友人関係が広がるため、より多方面からの聴き取りを丁寧に行う。放課後の行動パターンを含め、日頃から人間関係を幅広く把握しておく。相手や仲の良い友達への気遣いや付度、損得勘定の意識も芽生えるため、より慎重な聴き取りや状況把握が必要となることを踏まえて対応する。なるべく記憶の新しいうちに聴き取りを行い、齟齬が発生しないよう留意する。
- ・高学年においては、男女の行動特性の違いも顕著となる。それぞれの特性を踏まえて丁寧に対応する。自身の想いや不安な気持ちを言葉で表しにくくなる傾向もあるため、相談室等別室において、当該児童が信頼し話しやすいと感じる職員が聴き取るなど、児童の意向を優先する。
- ・発達段階や性別にかかわらず、児童の発達状況や生活経験は千差万別であることを十分に認識し、対応がきまりにとらわれすぎないように留意する。当該児童の性格や特性、これまでの友人関係やトラブルの有無、いじめ等の内容を十分にいじめ対策委員会で検討する。決定した方針や調査等の順番につき必ず保護者に相談し理解を得た上で児童にとってよりよい方法で解決に導く。

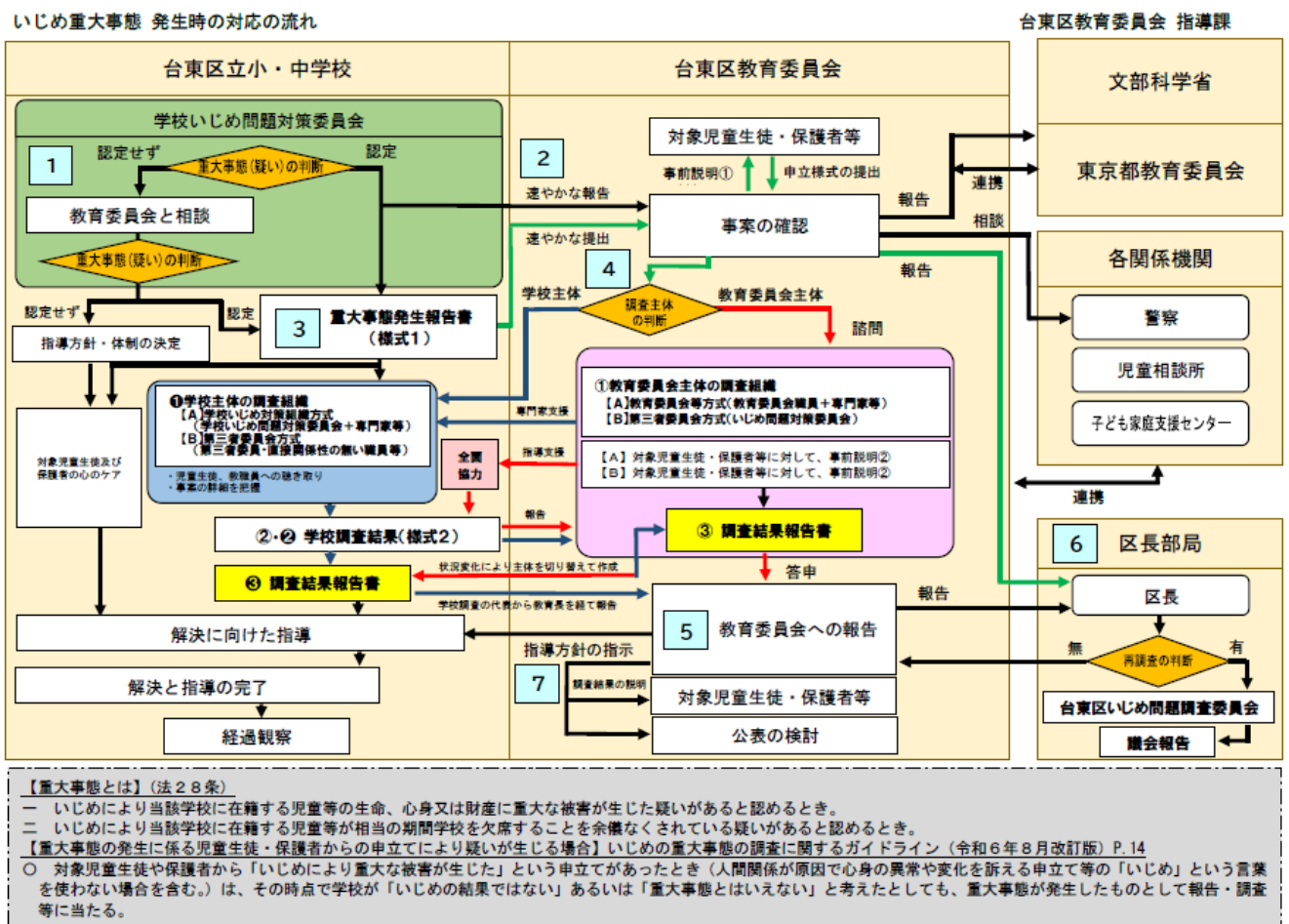
4 重大事態への対処

- ・重大事態の疑いがあると判断した段階で調査を開始する。

- ・被害児童の保護を第一優先とし、自殺などの最悪のケースを避けるために複数の教員が見守る態勢を構築する。
- ・加害児童について、被害の児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。懲戒や出席停止の検討も行う。
- ・暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、速やかに警察に相談、通報する。
- ・いじめ防止対策推進法に基づく調査と結果報告を行う。
- ・重大事態の発生について速やかに教育委員会に報告し、教育委員会と一体となって対応する。

5 いじめが解消した状態

- ・いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされている状態とする。



Ⅷ 教職員の対応力研修の実施

学期に1回、年3回のいじめ防止に関する教職員研修を実施する。

それとともに、週1回月曜日の生活指導夕会での情報交換、セーフティ教室における専門家による授業、学びのキャンパスプランの一環で弁護士による授業、各主任教諭によるOJT研修においても、いじめ防止に関する内容を盛り込む。

また、管理職、生活指導主任、主幹教諭は、台東区の職層研修において研修したことを校内で共有するための報告研修を行い、職層、経験年数等による研修、スクールカウンセラー、スクールソーシ

ャルワーカー等外部専門家による研修によりリスクマネジメント、クライシスマネジメントが正しくできるようになる。

【内容 例】

職員研修① 年度当初 全体

- ・東京都「いじめ総合対策【第3次】上下、概要版、こども版
- ・台東区いじめ防止基本方針
- ・いじめ防止対策推進法
- ・文部科学省「生徒指導提要」
- ・いじめ防止基本方針の理解
- ・重大事態対応の在り方
- ・いじめ防止対策推進法に基づく適切な言動の徹底
(6過多指導の禁止。ナレッジマネジメント、保護者対応さしすせそ 等)
- ・無意識バイアス(思い込み、決めつけ等)に関する認識の喚起
- ・適切な言葉かけ、傾聴スキル

概要

職員研修②

- ・二次被害のリスク理解(被害児童及び保護者への心理的影響)
こども家庭支援センター、スクールカウンセラー、警察等専門家から学ぶ
- ・加害児童の心理的背景の理解
 - * ポジティブ行動支援(罰ではなく、称賛・承認等 肯定的なアプローチで行動改善を目指す)
 - * 自己認識、自己管理、対人関係スキル等、感情や社会性を育む教育的取組(自分の感情を理解・管理し、他者への共感や思いやりをもち、よりよい関係を築く力を育む)
 - * 先進的な対策を学ぶ(フィンランド発祥「KiVa」:傍観者をなくし児童自らがいじめをなくすための行動を発見するためのプログラム等)
- ・心理アセスメント、アンガーマネジメント、修復的対話
- ・諸課題に関する事例研修

職員研修③

- ・ネットいじめ対応強化のための事例研究、専門家による助言
- ・諸課題に関する事例研修
- ・1年間の振り返り、基本方針の改訂に向けて